

シュタイナー学園初等部・中等部・高等部

いじめ防止基本方針

2021年4月策定

1. いじめの基本認識

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒から、心理的、物理的な影響を与える行為をうけたことにより、心身の苦痛を感じているものをいう。（*参照）

いじめは、自分と異なる他者への付き合い方やコミュニケーションの方法、対処方法が未熟なことによって起こる現象であり、発達過程で、まだ自分以外のものを認めて受け入れられない段階の複数の人間がいる場では、どこでも起こり得る問題である。

2. 学園のいじめ対策の基本方針

いじめが、児童生徒の未熟さから起こりうる問題だとしても、人としての尊厳を傷つける行為であり、許されることではない。これらの認識の下に、学園では、いじめを早期に発見することに努め、いじめられる側といじめる側の双方の、心身への影響を可能な限り減らし、子ども達のさらなる成長へとつなげていく働きかけに努める。

学園におけるいじめ対策とは、児童生徒が自己を肯定できる力を育むことはもとより、自分と異なる他者を尊重する意識が芽生えるように、その良好な人間関係を築いていく過程を、援助することである。子どもを取り巻く大人自身の在り方を振り返りつつ、いじめる側、いじめられる側の双方の成長を図ることで、全ての人は、誰一人欠かせない大切な存在であると思えることを目標とする。

3. いじめ防止等の対策のための組織

学園では、教職員、保護者が地域の方々のご協力のもと、児童生徒の成長を温かく見守る環境を作りたいと願っている。その中で、いじめに発展するような言動や行動を見つけた時には、組織的な取り組みを推進するため、「いじめ対策チーム」を設置する。その委員会の下、各担任・アドバイザーを中心に、全教職員で共通理解を図り、学園全体でいじめ防止等の対策を実行する。

4. いじめ防止のための対策

1) いじめ未然防止策

*シュタイナー教育のカリキュラムには、多くのいじめの未然防止につながる要素が含まれている。

- ①点数評価がなく、他者との比較の少ない、子どもが本来持つものを伸ばしていく教育
- ②子ども本来の成長段階に合わせたカリキュラム
- ③現象を、偏見なく、ありのままに見て感じる力の育成
- ④共同作業をするなど、お互いの意見に耳を傾ける姿勢を育てる授業
- ⑤「真・善・美」や行為の中にあるモラルの育成

⑥教員と保護者が子どもたちの成長を共に温かく見守る共同体の育成

2) いじめの早期発見・早期に対処するための取組

以下の対策を柱に、いじめを萌芽の段階で発見し、深刻ないじめに至らないようにしていく。

- ① 子どもの注意深い観察と、子ども達の情報の把握
- ② 子どもと教職員の、何でも話しやすい関係作り
- ③ 子ども同士で、「ごめんね」「ありがとう」「いいよ」「やめて」と言える関係作り
- ④ クラス内での問題発見、解決能力の育成（問題が起こった際にそれが問題と言える雰囲気作りを含む。）
- ⑤ 教職員間（学校医、カウンセラーを含む）、教職員と保護者、クラスの共同体、地域の方々や関係機関（相模原市児童相談所、相模原市緑子育て支援センター子ども家庭支援班）との良好な関係作りと連携
- ⑥ 担任と専科教員の間での子どもの状況を共有
- ⑦ 保護者との連携（クラス内、家庭内、放課後の友達との関係において変化や気になることの共有を心掛ける）
- ⑧ 理事会との連携

3) 問題（いじめ）が起こった場合の対応

「いじめた側」と「いじめられた側」の双方に大きな傷が残らず、成長の糧となる形での解決となるよう、速やかに対応する。

- ① 発見、通報を受けた場合は、特定の教員だけで抱え込まず、朝の打ち合わせや学年会、初中等部、高等部会議などで、他の教職員にも報告し、組織的に教職員全体で対応する。
- ② 速やかに事実確認を行い、関係児童・生徒およびその保護者、集団全体（校庭開放、クラス、部活動、遊び仲間等）へそれぞれ支援、指導、助言を実施する。インターネット等の不適切な書き込みについては適切な措置を実施する。
- ③ 教職員全体に共通理解をはかり、保護者の協力を得ながら、必要に応じて関係機関と連携を取りながら対応する（児童相談所、子ども家庭相談課、青少年相談員、警察（県警少年相談センター、青少年保護センター等））。
- ④ 児童生徒および保護者からの相談や訴えには真摯に対応する。
- ⑤ 問題解決後には、いじめ発生から解決までのプロセスを確認し、再発防止のためにできる改善策を提案し、その後の改善に繋げる。

4) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、その事態に組織的に速やかに対応し、同様の事態が二度と起こらないよう、事実を調査、振り返り、改善策を講じる。

*いじめ防止対策推進法による「いじめ」の定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの